

目黒区公契約条例（仮称）骨子案
（基本的考え方）について

平成29年7月

目 黒 区

1 これまでの経緯

- **公契約条例（*）**は、平成21年9月に千葉県野田市で初めて制定され、現在では全国19の自治体で施行されています。
特別区においても、既に4区が公契約条例を制定し、要綱等の手法を用いる9区を含めると、条例等により労働環境の整備に取り組んでいる区が23区中13区に至っている状況にあります。
- 本区では、労働条件の整備による公契約の質の確保などの公契約条例の意義を踏まえて、これまで外部有識者で構成される入札監視等委員会での他の自治体の事例をもとに論議をいただきながら、調査・研究を重ねてきました。
- 今後、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向けて公共工事の増加が想定される中、公契約条例を制定することにより、賃金の最低額を区独自に設定することは、労働者の労働条件を改善するのみでなく、優秀で経験豊富な技能労働者を確保することで、施工技術力の向上が図られるという観点から、事業者にとっても有益であり、区内事業者の育成・支援に資する施策であると考えています。
- このような状況から、本区では、公契約に係る適正な労働条件の確保についての具体的な取組が必要であると判断し、公契約条例の制定に向けた具体的な検討を進めていくことといたしました。
- 検討に当たっては、昨年10月に行政内部に検討組織を設置し、条例を制定している先進自治体の状況なども参考にしながら、検討過程において「中間のまとめ」を作成し、それを基に区内の事業者や、事業者及び労働者の関係団体などからご意見を伺い、このたび、条例骨子案（基本的考え方）をまとめました。

* 公契約条例とは

予定価格で一定金額以上の工事請負契約や施設管理業務等の委託契約を対象に、これらの契約に従事する労働者に支払う賃金に対して独自の最低額を設定することにより、労働条件の向上を図り、事業者にとって優秀な人材を確保し易い環境を整え、安全かつ良質な公共工事や委託業務の履行を通じて、区民サービスの向上と地域経済の活性化に寄与することを目指すものです。

2 条例制定の趣旨

労働者にとって

公契約に従事する際の適正な労働条件を確保します

一定金額以上の工事請負契約や業務委託契約においては、条例で賃金の最低額を設定することで、労働条件の向上を図ります。

また、条例が適用される契約を締結する事業者が、定められた最低額以上の賃金を支払っていることを確認するため、賃金支払報告書の作成と区への提出を求めています。

加えて、公の施設の指定管理者に係る協定についても、一定以上の規模の公の施設を条例の対象とし、適正な労働条件の確保を図っていきます。

事業者にとって

人材を確保し易い環境等を整備します

よりよい地域づくりを進めていくうえで、区内事業者をはじめとする各事業者の協力は不可欠です。

条例で賃金の最低額を設定し労働条件を整備することにより、優秀な人材の確保と職場への定着を促し、公共工事等に従事する労働者の知識や技能の維持・向上につなげ、地域を支える事業者の経営力や技術力の伸長に寄与するよう図っていきます。

区にとって

公契約の適正な履行とその質を確保します

公契約における公正性、競争性、透明性、品質と適正な履行の確保、談合その他の不正行為の排除は、区の入札・契約制度の基本であり、安全かつ良質な区民サービスを提供していくために、必要不可欠なものです。

区では、これまでも最低制限価格の設定によるダンピングの防止、施工能力審査型総合評価方式の導入による公共工事の質の確保など、入札・契約制度の改善に努めてきました。

公契約に従事する労働者の賃金が適正に確保できるよう、入札において適正な予定価格及び最低制限価格を設定するとともに、公契約の適正な履行及びその質の確保を図っていきます。

地域にとって

区民サービスの向上と地域経済の活性化を目指します

工事請負契約や業務委託契約において賃金の最低額を定めることで、従事する労働者の労働意欲を高め、業務の質を向上させ、区民サービスの向上につなげていきます。

また、区内事業者への発注に最大限努めることにより、区内事業者の受注機会の確保を図るとともに、工事請負契約の下請契約についても区内事業者の活用を促進し、地域経済の活性化を目指していきます。

3 条例の基本的考え方

1 目的

【 内容 】

公契約等に係る基本方針や、区及び公契約の相手方となる事業者の責務を明らかにすることにより、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者にとって優秀な人材を確保できる環境を整備することにより、公契約等の質の確保を図るとともに、区民サービスの向上と地域経済の活性化の実現を図るなど、この条例を制定する目的を定めます。

2 定義

【 内容 】

「公契約等」など、条例で使用する用語の定義を定めます。

3 基本方針

【 内容 】

区が公契約等のあり方の基本と考える次の事項を、基本方針として定めます。

- 公契約等の過程及び内容の透明性
- 公正な競争及び適正な価格による契約の促進
- 談合その他の不正行為の排除
- 公契約等の品質及び適正な履行の確保
- 労働者等の適正な労働条件の確保
- 地域経済の活性化の促進

4 区の責務

【 内容 】

目的の達成とともに、基本方針に掲げた事項の実現に向けた必要な施策を講じるため、区の責務として、次のことを定めます。

- 労働関係法令その他法令の遵守に向けた取組を徹底すること
- 条例の基本方針に掲げた施策について、より効果的に、かつ実効性のあるものを目指すこと

5 受注者の責務

【 内容 】

条例の目的の達成のため、公契約等の当事者となる受注者の責務を次のとおり定めます。

- 公契約等に関わる者として社会的責任を自覚すること
- 労働関係法令その他法令を遵守すること
- 公契約等に従事する労働者等の適正な労働条件を確保すること

6 適用範囲

【 内容 】

条例の適用対象となる公契約等の範囲を定めます。

（ 「業務委託に関する契約」及び「指定管理協定」の対象となる契約等の具体的な範囲は、条例施行規則で定めます。）

- 予定価格が5千万円以上の工事請負契約
- 予定価格が1千万円以上の業務委託に関する契約
（ 条例の適用対象となる業務委託に関する契約については、受注者の事務負担を考慮し、人件費が主要な部分を占める業務のみを対象とすることを考えています。）
- 指定管理協定
（ 条例の適用対象となる施設については、受注者の事務負担を考慮し、一定以上の規模の施設を対象とすることを考えています。）

7 条例の対象となる労働者等の範囲

【 内容 】

条例の適用対象となる労働者等の範囲を定めます。

- 受注者及び受注関係者に雇用される労働者
（正社員、パートタイマー、アルバイト等雇用形態を問わず）
- 労働者派遣法に基づき、受注者及び受注関係者へ派遣される派遣労働者
- 受注者及び受注関係者との請負契約により、自らが提供する労務の対償を得る者（いわゆる一人親方）

8 賃金の最低額

【 内容 】

公契約等に従事する労働者等に対し、受注者及び受注関係者が支払う賃金の最低額を設定することを定めます。

- 公契約等の種類ごとに、労働者等に支払われる1時間当たりの賃金の最低額を設定し、この最低額以上の賃金の支払いを受注者及び受注関係者に義務づけるものです。
- 賃金の最低額は、公契約条例に関する審議会の意見を聴き、区長が定め、告示します。

9 受注者の遵守すべき事項

【 内容 】

条例の目的達成のためには、公契約等の当事者となる受注者の理解と協力が必要であるため、条例が適用される公契約等において、受注者が取り組む事項として、次のことを定めます。

- 賃金の最低額以上の賃金を支払うこと
- 受注者及び受注関係者は、賃金の最低額以上の支払いにおいて連帯責任とすること
- 賃金支払報告書を作成し、区へ提出すること
- 賃金の最低額について労働者等への周知を行うこと

10 労働者等の申出

【 内容 】

労働者等は、賃金の最低額以上の賃金が支払われない場合において、区又は受注者若しくは受注関係者に申し出ることができることを定めます。

11 不利益取扱いの禁止

【 内容 】

受注者及び受注関係者は、労働者等が前項の申し出を行ったことを理由に、解雇、請負契約の解除、その他の不利益な取扱いをしてはならないことを定めます。

12 報告等及び立入調査

【 内容 】

労働者等からの申し出があった場合や、条例で定める事項の履行状況を確認するために、区は受注者及び受注関係者に対し、報告や資料等の提出を求めるとともに、受注者及び受注関係者の事務所等への立入調査を行うことができることを定めます。

13 是正措置

【 内容 】

前項の報告等及び立入調査の結果、この条例に違反する行為があった場合、区は受注者及び受注関係者に対して、違反する行為を是正するための措置を定めます。

また、区は受注者及び受注関係者に対し、当該違反行為を速やかに是正するために必要な措置を講ずるよう命じることを定めます。

これに対し、受注者及び受注関係者は、速やかに必要な措置を講じ、所定の期日までに、区に報告することを定めます。

14 公契約等の解除

【 内容 】

受注者及び受注関係者が、報告等及び立入調査に対する報告拒否、虚偽報告、調査拒否や調査妨害を行った場合、また、是正措置に関する命令に従わず、報告拒否を行うなどの不誠実な対応があった場合に、区は公契約等の解除を行うことができる規定を定めます。

15 損害賠償

【 内容 】

公契約等の解除により損害が発生した場合、区は受注者に対し損害賠償を請求すること、また、公契約等の解除によって受注者及び受注関係者に損害が生じても、区はその損害を賠償する責任を負わないことを定めます。

16 公表

【 内容 】

公契約等の解除について、区が公表を行うことができることを定めます。

17 公契約条例に関する審議会

【 内容 】

事業者と労働者に影響を与える賃金の最低額の設定や、条例の運用上必要な事項を審議する機関を設置します。

審議会は、事業者と労働者のそれぞれの代表者、学識経験者などで構成します。

18 区内事業者への下請活用

【 内容 】

条例の対象となる公契約等の受注者が下請契約をする際には、区内事業者の活用を図ることを努力義務として定めます。

19 社会保険の加入

【 内容 】

受注者及び受注関係者に対して、社会保険への加入義務を徹底するとともに、加入状況についての報告義務を定めます。

20 契約書等への記載

【 内容 】

賃金支払報告書の作成と区への提出などの受注者が負う義務や、賃金支払報告書の確認、また、条例に対する違反行為があった際の区の対応について、「契約に関する文書」に記載することを定めます。

（ 「契約に関する文書」とは、契約書、契約条項、及び指定管理協定における協定書を指します。）

21 条例施行規則への委任

【 内容 】

条例の施行に関する必要な事項については、条例施行規則で別に定めます。

目黒区公契約条例（仮称）制定までのスケジュール

○平成28年 10月下旬	公契約条例検討委員会（※）設置
↳	検討委員会開催（計4回）
○平成29年 3月	関係団体等への意見聴取実施
○平成29年 4月	
↳	検討委員会開催（計3回）
○平成29年 7月中旬～8月中旬	パブリックコメント実施
↓	
<u>○平成29年 9月</u>	<u>検討委員会開催</u>
<u>○平成29年 11月</u>	<u>区議会定例会に条例案提出</u>
<u>○平成30年度中</u>	<u>条例施行</u>

※ 下線は、今後の予定です。

（※）公契約条例検討委員会とは
副区長を委員長とする検討組織で、区の職員により構成しています。
（委員）副区長
企画経営部長、経営改革推進課長、財政課長
総務部長、契約課長、施設課長
都市整備部長、土木工事課長、みどりと公園課長
教育次長、教育政策課長